

SNSによる女性を対象とした消防団加入促進事業委託業務に係る公募型企画競争実施要領

1 業務の目的

愛知県では、女性の消防団への加入者数が近年、増加傾向である。2026年度は、増加傾向にある女性に着目し、発信力のある女性著名人の SNS アカウントにより、女性を対象とした消防団の活動にかかる発信を行うことで、より多くの女性に対し、消防団や女性消防団員の認知向上を図るとともに、「あいち消防団の日」を契機とした市町村における消防団加入促進に向けた具体的な取組につなげ、入団の促進を図る。

2 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合議書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) この公告の日から企画書の受付期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、業務の提供等（以下、「物品の製造等」という。）に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 愛知県内に本社、支店又は営業所を有していること。
- (5) 物品の製造等に係る愛知県入札参加者名簿（令和 8 年 4 月～令和 10 年 3 月）の大分類「03. 役務の提供等」のうち、中分類「03. 映画等製作・広告・催事」の小分類「02. 広告」の細分類「01. 広告企画・代行」に登録されているものであること
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 入札参加を希望する者との間に資本面・人事面で関係がない者であること。

3 委託内容

- (1) 著名人の SNS アカウントによる発信業務
 - ① 女性著名人の選定
 - ② SNS における発信内容
- (2) ポスター作成業務

4 委託業務明細

別添の仕様書のとおり

5 委託料

4,984,925 円以内

6 委託期間

契約の日から 2027 年 3 月 15 日まで

7 選定事業者数

1 者

8 企画書及び見積書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書 6 部

②経費積算内訳書 1 部

③会社紹介パンフレット 1 部

④社会的価値の実現に資する取組に関する申告書 1 部

なお、これらの提出に係る経費は各社の負担とする。

また、多くの集客を図ることができる企画案とし、以下に示すア～ケの内容について作成すること。

(2) 企画提案書の構成

ア 表紙

イ コンセプト及びターゲット層

様式 1

ウ 著名人の選定及び SNS における発信内容

様式 2

エ ポスターデザイン並びにデザインの二次利用の提案

様式 3

オ 業務実施のスケジュール

様式 4

(3) 企画書の様式等については、A4 判縦（A3 判の場合は 3 つ折りとするが、内容に応じてレイアウトの変更は可。）

(4) 経費積算書の様式等

経費積算書の様式等の指定は特にないが、単価及び個数など詳細に記入すること。

(5) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書の様式は別添のとおり。

(6) 企画書等の受付期間は、2026 年 8 月 7 日（金）から 2026 年 8 月 27 日（木）午後 3 時まで（必着）とし、持参、郵送等により提出すること。

提出先 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県防災安全局防災部消防保安課 消防・広域化グループ

9 企画書等の作成に伴う質問と回答

(1) 質問

質問は、別紙の質問書によるものとする。

ア 受付期間

2026 年 8 月 12 日（水）午後 5 時まで

イ 提出方法

愛知県防災安全局防災部消防保安課のメールアドレスに提出する。

E-mail shobohoan@pref.aichi.lg.jp

なお、件名は、「SNS による女性を対象とした消防団加入促進事業委託業務 質問書の提出について」とすること。

(2) 回答

回答は、2026 年 8 月 14 日（金）までに愛知県防災安全局ホームページの「入札・契約・公募の情報」に掲載する。[\(https://www.pref.aichi.jp./bousai/\)](https://www.pref.aichi.jp./bousai/)

(3) その他

質問受付期間外は、質問を一切受け付けない。

10 企画書作成に当たっての留意事項

- (1) 内容は企画から事業完了に至るまでの一切の業務とし、できる限り具体的で、かつ確実に実施できるものであること。
- (2) すべての業務について、愛知県と連絡・調整をとり、愛知県の指示に従って行うこと。
- (3) 採用されたデザインと文言の著作権は愛知県に帰属するものとする。
- (4) 提出された企画書は返却しない。

11 選定方法

提出された企画提案については、県が設置する選定委員会においてプレゼンテーションによる審査を行い、最優秀企画提案を 1 件選定する。

選定委員会は非公開とし、選定の経過等に関する問い合わせには応じないこととする。

選定（プレゼンテーション）については、2026 年 8 月 31 日（月）を予定しており、詳細については別途通知する。

12 企画書等提出後の措置

- (1) 企画書等を提出した者の中から最優秀提案事業者を選考するため、別に定める委託事業者選考委員会を開催し、提出された企画書等について、あらかじめ定めた審査基準（評価項目及び評価点）に基づき審査を行う。なお、様式 2 及び様式 3 については重点的に評価する。
- (2) 選考結果は、愛知県防災安全局ホームページにて公表し、企画書等の提出者には、結果を通知する。

- (3) 県は選考された最優秀提案事業者を契約交渉の相手方とする。最優秀提案事業者と契約を締結するに至らなかった場合は、次点の事業者を契約交渉の相手方とする。
- (4) 県は（３）で契約交渉の相手方とした事業者と、別添の契約書（案）により、契約を締結する。

13 問い合わせ先

愛知県防災安全局防災部消防保安課 消防・広域化グループ

電話 052-954-6195（ダイヤルイン）